

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第32回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年12月6日（金）10：30～11：28
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、島村 博之、
菅 美千世、多賀谷 一照、永峰 好美、二村 真理子

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（郵政行政部企画課長）、
岡崎 毅（郵便課長）、川野 真稔（国際企画室）、
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

- ア 第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可【諮問第1091号】
- イ 郵便業務管理規程の変更の認可【諮問第1092号】
- ウ 郵便約款の変更の認可（万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更）
【諮問第1093号】

開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項3件でございます。諮問第1091号「第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可」及び諮問第1092号「郵便業務管理規程の変更の認可」について、消費税引き上げ関連ということで、一括で審議をお願いしたいと思っております。総務省から説明をお願いいたします。

○岡崎郵便課長 おはようございます。郵便課長をしております岡崎でございます。よろしく願いいたします。

本日は資料がお手元に紙のものがきちっと行き渡っているのですか。

○神田情流局総務課課長補佐 はい、行っています。

○岡崎郵便課長 iPadを見ますと、資料が01-1から01-2、03-3まで、ライブラリーで目次が出ているかと思えます。まず、本日は最初の01-1と01-2、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金変更の認可についてご説明したいと思っております。

まず、01-1の諮問というところを押していただきますと、諮問と、それから諮問の内容の基本的なものになります。1枚めくっていただきますと、諮問書がありまして、認可申請が来ましたので諮問をしますということになっています。さらにめくっていただきますと、審査結果が一応「適」というふうになら出ております。内容は、また後ほどすぐご説明しますけれども、こういった形で一応課内において審査したところでは、全ての基準に照らして「適」とあるということになっております。

その後、日本郵便から認可申請されました三種と四種の実際の料金表がずっとついてございます。これを説明してもよろしいのですが、そもそも契約書の料金表部分そのものということで、非常に複雑ですし、大部でございます。これをまとめてございますので、資料01-2に進んでいきたいと思っております。

まず、最初のページは復習ですけれども、少し時間もたっておりますので、まず郵便料金についてどのような考え方になっているかということをご説明したいと思います。まず、郵便料金というのは、基本的には能率的な経営のもとにおける適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものでなければならない、いわゆる総括原価方式の典型的な法律の書き方になっておりまして、あまりもうけ過ぎてもいけない、でも一方で赤字が出てはいけないということが法律に書かれております。こういったことを担保するために、郵便料金は2通りの規制がございまして、一種と二種、封書とはがきは届出制です。三種、今日これからご審議いただくものですが、定期刊行物とか新聞、それから四種、通信教育とか、盲人用の郵便物などですが、こういった非常に政策的に安く抑えられているものについては認可になっております。このうち一種、封書のうち一番安い25グラム以下の定形郵便物については、省令で上限料金が80円と定められております。現行80円となっておりますけれども、現行というのはまさにこの瞬間でございまして、もう既に省令を公布しておりまして、来年の4月1日から、80円が

82円に上がることが公布されております。

次ですけれども、今日はそのうち三種、四種の認可申請が出ておりますので、それをしてしたいと思います。その過程で、認可を行うには審議会への諮問が必要ということで、それが今日の諮問でございます。

次のページへ行かせていただきます。三種、四種というのはそもそも何ぞやというのがなかなかわかりにくいところがございますので、簡単にご説明しますと、三種は基本的には定期刊行物になっています。定期刊行物の中で、ア、イ、ウとなっていますけれども、いわゆる普通の定期刊行物、雑誌のほかというか、中にと言ったほうがいいでしょうけれども、その中に低料の第三種郵便物というのが2種類ございまして、1つは、定期刊行物、通常の雑誌の発行条件に加えて、新聞であると認定されますと、低料の第三種という名称がついておりますけど、この料金になります。都会に住んでおりますとほとんど関係ないですけれども、かなり田舎のほうに行きますと、普通の郵便で新聞を配達するということが行われている地域がございまして、そういうところではよく利用されております。それからウは、心身障害者用の低料な第三種郵便物で、定期刊行物ですけれども、心身障害者の団体などから発行されるものについては、さらに安い制度がございます。

一方、第四種は、定期刊行物というよりも、福祉の増進とか、ある特定の目的、昔の法律なので当時の産業振興みたいなものがありますが、そういった歴史的経緯の中で入っているものを含めて特に安くなっています。1号は、通信教育のための郵便ですのでわかりやすいかと思います。それから、2号が心身障害者の、三種は障害者団体から発行される定期刊行物ですけれども、四種のイの盲人用の郵便というのは、今は点字郵便物など基本的に無料でやっております。ウは、農産物種苗等を内容とするということで、これは多分殖産興業の時代からの名残だと思いますが、種を送るのが非常に安くなっています。ほかにも柱書きに、蚕とか繭みたいなものが安く送れると書いてありまして、今の時代ではどうかなと思いますけれども、法律にはまだ残っております。それから学術刊行物ですね。これは先生方がいらっしゃるのでお分かりかと思いますが、学会などが発行する定期刊行物は、学術刊行物としてかなり安く郵送することができます。

次のページを見ていただきますと、今の三種、四種の料金がどのようになっておるかというのが左の表になっております。種類はまず三種、四種に分かれておりまして、それぞれの内容があります。重量ごとに多少料金が違いますので、重量の区分があって、現行料金があって、その右横は一応単純に105分の108を掛けた料金が下2桁まで出ています。ただ、下2桁までの料金を取るわけにいかないのです、基本的には全部四捨五入でやっております。

それがここに出ています。こうして見ますと、もともと安いので、基本的に料金が変わらないものも多い。例えば心身障害者団体の発行する定期刊行物については、105分の108を掛けて四捨五入しますと、全然料金が変わらないということになっております。一方で、通常の第三種とか、新聞などは、多少1円とか2円上がるものがございます。それから、第四種の郵便物になりますと、通信教育は上がりませんし、点字は無料のまま。種苗が高いほうで少し上がりますけれども、それほど差があるわけではございません。学術刊行物もほんの少し上がります。

見ていただきますと、1円単位で上がっているものと、10円単位で上がっているものがあるかと思えます。これは基本的には、100円以下のものは1円単位で料金を上げ下げして、100円を超えますと10円単位ですることにしていきますので、100円を超えると10円単位で、要するに1の位の四捨五入で10円上げるか下げるかを決定としております。これが今回の料金値上げの内容です。

順番が前後しましたけども、変更する理由は、来年の4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられますので、それを単純に転嫁していきましようということです。そのほか、これを機会に多少所要の措置、必要なところをやっております。もちろん施行は、消費税が上がります来年の4月1日からということになります。

さて、認可申請されてきた料金がいいのか悪いのかということですが、基本的に額を変えただけなので、ほとんどの基準は全てクリアします。一番気にしなければいけないのは、三種、四種の場合、基本的な一種と同じものよりも安くなっていることをチェックする必要があるございまして、次のページですけれども、一種の届出料金に比べて、全体的に安くなっていますというのがはっきり出ていますので、その点については問題がないということかと思えます。

それを踏まえて5ページを見ていただきますと、審査基準でいいますと、一応4つ書いてございますけれども、2番目のもの以外は基本的な構造は変わっておりませんので、当然これまでどおりで適当になっているかと思えます。

参考資料で2つめくっていただきますと、6ページに、三種と四種の利用の実態が出ておりまして、これを見ていただくと、やはり多少利用が少しずつ減っております。これは郵便物全体の利用が減っているという傾向とほぼ同じような傾向で少しずつ減っておりますが、三種郵便物で、25年ですと164億円、来年度ですと158億円、四種も18億円で、郵便物全体ですと1兆3,000億円とか、今年ですと1兆2,000億円弱を予定しておりますので、それからすると小さいように見えますけども、やはり160億とか18億とかいう数字は結構大きい数字ですので、影響はあるのかなと考えております。

その次、7ページは物数の推移が出ておりまして、もちろん収益が減っておりますので、物数はずっと下がっております。7ページの下の方の参考のほうで、数字が23年度と24年度で大きく移っておりますけども、これは、合併したということがあるので、合併の影響で数字が変わって23年度と24年度を単純に比較することはできませんけども、全体的な傾向はやっぱり少しずつ下がっていったということですね。

次の8ページですけども、今言ったようなのが基本的には十分な内容かと思えますけれども、これまでどのように料金が変わってきたのかといいますと、これも全体の郵便物と同じで、平成6年のときに変わったものが多いございます。これは全ての郵便物を大幅に値上げしましたが、そのときに変わったもの以来ということが多いです。それから9ページです。三種、四種は、そうやって下げておりますけれども、基本的には三種、四種だけではなくて、三種、四種は法律の構造上どうしても赤字になることが義務づけられていますので、一種、二種と全体としてどうかということを取支は見るとは思いますが、一種、二種の主な料金が出ております。前回、80円の上限省令を82円にということでご答申をいただきましたけど、それを踏まえて、このように届出がなされ

てきております。太字の箇所が3カ所ございます。92円と205円と52円とありますが、これはどういう意味かといいますと、ほかのところは先ほどちょっと申し上げたように、単純に1の位の四捨五入をして切り捨て、切り上げなんですけど、あるいは0.1の位は切り上げ、切り捨てですけれども、92円と205円と52円は多少変えております。

というのは、50円のところを見ていただきますと、51.43が単純計算です。これを切り捨てますと、80円のところも82.29を切り捨てますので、80円のところと50円のはがきと両方切り捨てになります。ところが郵便物というのは、約90%、大体85から90の間ぐらいが50円と80円に集中していますので、これが両方切り下げになりますと、あとどうやって四捨五入しても全部大きな赤字になります。それでは非常に厳しいということで、ちょっと調整をさせていただいて、はがきの51.43は切り上げになっています。その分90円のところと、それから100グラムを超え150グラムまでの200円のところ、単純に10円単位に切り上げますと210円ですけれども、それを5円下げまして、これで全体のバランスをとって大体とんとんになる、要するに105分の108を掛けた数字と全体が合うように調整しております。

その結果、10ページを見ていただきますと、今の一種、二種の届出と、それから今回出ました三種、四種の認可申請を踏まえて、平成26年度、来年度の営業収益を見ると、しない場合に比べて2.83%の増、105分の108が2.86だったので、ほぼその範囲におさまるということで、消費税の転嫁という点から見ても適切であるということになっております。ちなみに前回の省令のときもご説明しましたが、政府方針ですと、基本的には適正に転嫁して四捨五入をやりなさいということですね。その場合、四捨五入して問題があれば多少調整をしますが、その調整は2.86%の範囲内におさまるように調整しなさいというのが方針ですので、それにきちっと適合しているということ、消費税転嫁の観点からも間違いはないかと思えます。以上が三種、四種の料金認可申請の内容でございます。

続きまして、次は郵便業務管理規程の変更の認可です。これも一応郵便業務管理規程の01の諮問のほうだけいいますと、これはむしろ形式的な部分でございますし、きっちりと諮問書があって、審査結果も問題がないということでございますし、それから、特に審査結果の2枚目の下のほう、内容がほとんど切手でございますので、切手の発行が適切かどうかということをチェックしていますが、適切であるというのが結論でございます。

その後に、切手の発行の認可申請書がついてございます。ですが、これも非常にわかりにくいので、ライブラリーに戻っていただいて、その次の説明資料、02-2をあけていただきますと、今回のご説明をします。

1ページ目は、業務管理規程のご説明です。業務管理規程は、基本的に郵便を日本郵便株式会社がどのように扱うかということ郵便会社が決めまして、それを総務大臣が認可するという形になっています。その中は、ユニバーサルサービスを確保するために必要な事項とか、通信の秘密を確保するために必要な事項とか、あるいは今回もですが、切手の発行についての事項が書かれています。先ほど言いましたユニバーサルサービス

とか通信の秘密でいいますと、2番目の郵便差出箱の設置とか、引受方法はそれに当たりますし、配達の方法もそれに当たるかと思えます。

そういったことのうち、今回は料金が変わりますので切手の部分が変わっております。どういうふうなものが出てきたかといえますと、その次をめぐっていただくと、一覧表になっております。現行の金額が上に出ていまして、右側のほうが改正後の金額で、なくなる切手もございます。横線がついているのは、なくなる切手でございます。こういうふうになっています。申請の内容は、今、左の金種を発行していますけれども、今後は右の金種を発行したいという内容です。理由は端的に言いますと、消費税の税率の引き上げに伴って料金が変わるので、その料金に合わせて使いやすい切手を発行するということとなります。

次のページですけれども、3ページに、今回変更があった部分について具体的にどうだったかということを一つ一つチェックしてございます。まず、一番上から順番に行きますと、新規に2円切手を発行いたします。これは先ほどの値上げで、50円が52円になったり、60円が62円になったり、80円が82円になったりする料金が結構ございました。60円は少ないかもしれませんが、50円、80円切手を持っている方は非常に多いと思えますので、その方々が、新料金体系のもとでも簡単に郵便物を出しやすいようにということで、差額の2円切手を発行しております。もちろん新規の52円、82円、92円を発行しますし、80円はあまり使わないので廃止になります。ちなみに50円切手は硬貨と同じ額ということで、貼り合わせで使うことが多いので、50円切手は廃止せずに貼り合わせ用として残されることになっています。それから160円切手は、今ありますけれども、販売枚数が少ないので廃止します。実際は、これは特定記録という特殊取扱郵便に使われているので、切手ではなくて窓口で現金払いをして、最近ですといわゆる白い証紙を発行してぺたっと貼りますが、それで発行されていまして、使う機会が少ないので廃止になっています。そのほかにも基本的には、200円が205円、270円が280円、300が310円、この辺は全く料金の変更に伴って上がるわけですね。350円とか420円は発行しておりましたが、あまり使われないので廃止とする。特に書留は、原則窓口でしか引き受けませんので、今のやり方ですと切手をあまり使わなくなっておるので廃止になります。そのほか郵便はがき、郵便書簡などは、当然それに伴って料金の変更をしております。

こうやって一々、新しく発行する、また廃止するものについて、それぞれもっともな理由があることを確認しておりますので、次の4ページは変わっておりません。5ページの上から2つ目と3つ目、特に2つ目のところが適切に定められると。3つ目は適切に定められるかという、変わっておりません。ただ、これに基づいてどういう切手を発行するかというのが、日本郵便のほうから、これが認可されますと発表されるかと思えます。以上、業務管理規程のご説明を終わりたいと思えます。

ご審議よろしくお願ひします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの諮問第1091号及び1092号につきまして説明がありましたけれども、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、篠崎委員、お願ひします。

○篠崎委員 単純な質問ですが、農産物種苗等の郵便物の件ですが、具体的にはどのぐらい使われているのですか。例えば蚕とか繭とかは、どのぐらいの総量が利用されているのですか。

○岡崎郵便課長 具体的な数字は、日本郵便のほう为非公表にしております。

○篠崎委員 は？

○岡崎郵便課長 具体的な数字はですね。四種全体の数字は出ておりますけれども、四種の中のそれぞれの分野について、どのぐらい運んでおるかということについては、今、世の中に公表されていません。日本郵便が公表していないため、正確な数字を申し上げにくいのですが、量的にはかなり少ないです。少ないですけれども、じゃあ全くないかということもそういうわけでもなくて、思ったよりも結構あります。私も手元に、非公表ということでもいただいておりますが、全くないのかと思うと、桁が、正確な数字は申し上げにくいのであれですけども、万とか10万とかいった単位ではなくて、100万のオーダーであります。通数でいいますとそのぐらいのオーダーであります。

ですから、そういう意味で、多分直感的に見ますと、今の世の中どうなのかなというご意見もたくさんあったのだらうと思いますけれども、郵便法を改正する機会がこれまでの何回かありましたが、多分残されたんだと思います。まだ使われている方が実はいらっしゃるということでも法律上残っているのかと思っております。

○篠崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 ほかに。ただいまのご質問では、参考資料の料金算出の根拠に関する説明書の、紙媒体ですと裏ページに営業収益のところ、7億ぐらいの数字が四種全体では出ておりますが、多分具体的なところは出ていないということだらうと思います。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんので、諮問第1091号及び諮問第1092号については諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ご同意いただきましたので、それでは、そのように答申することいたします。

次に諮問第1093号「郵便約款の変更の認可(万国郵便条約等の改正に伴う国際郵便約款等の変更)」について、総務省から説明をお願いします。

○岡崎郵便課長 それでは、次は郵便約款の変更の認可ですけれども、国内ではなくて国際の郵便約款の変更になります。これは、今回の消費税値上げとは関係ございません。というのは、国際郵便は整理の上で、外国とのやりとりということで消費税がかかりませんので、それとは関係ありません。一方で、もう昨年になりますけれども、昨年の10月にカタールのドーハで万国郵便連合の大会議が行われまして、4年に1回行われる大会議なのですが、そこで国際郵便に関する条約が改正されました。それが、つい先日国会で承認されましたので、かつ、条約自体が来年の1月1日発効ですから、そういったこともありまして、条約の内容と、条約に基づいた国際的な規則を反映させた国際郵便約款を変更して、認可申請されたというのが今回の認可申請の理由でございます。ですから、基本的に審査の内容は、国際的なものがちゃんと反映されているかというこ

とを実質的にはチェックした結果、反映されていれば、ここに審査結果が幾つか並んでおりますけども、どれも満たされることになると思っております。

資料は32-3です。諮問書がついておりまして、その後に審査結果がございまして、変更申請が何か所かあります。条約を反映したものがありますので、それについては条約の内容を反映していることを確認して、そうであれば問題がないということで「適」であるということで審査を終えております。後ろに認可申請書がついておりますが、内容が、ご存じのとおり約款ですので非常に読みにくいいため、03-3の参考資料を使って、概要をまずご説明したいと思います。

めくっていただきますと、「郵便約款の認可について」は念のためということでつけております。その次の、申請の概要、申請理由ですが、先ほど申し上げたとおり、ドーハで採択されました新たな万国郵便条約、それからその後の郵便業務理事会で採択されました通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則の内容に基づいて約款を改正するという事です。主な内容は、2ページから3ページのところにありますけど、点字郵便物に関するものと、それから特殊取扱に関するものと、特殊取扱のうちの損害賠償に関するものと大きく分かれています。

順番に申し上げますと、まず点字郵便物ですけども、今、点字郵便物は、国内と同じように国際の場合も無料にすることになっております。今回、国際では、無料にする範囲を少し広げることになりまして、点字の書状とか、原版、あるいは盲人用の録音物とか、点字用紙とかいった、いわゆるメディアっぽいものに限らず、あらゆる形態の著述物、これはメディアですけども、点字用具とか、点字腕時計とか、白い杖といった盲人用の用具まで広げて無料にすることになっています。もちろん誰が出してもいいというわけではなくて、ここに書いてありますように、盲人又は指定施設から差し出されるものを無料にすることとなっています。これを反映させた部分がまず1つ目でございます。

それから、特殊取扱ですけども、運送方法の部分が1つございます。めくっていただきますと3ページで、特殊取扱は、書留と保険付書状と速達がありますが、今はどれも船便という選び方ができます。ところが、現実には、こういったものは単価が高いですし、大事なものなので、速達の船便というのはいまいちな感じもすると思うのですよね。なので、そういったものがなくなります。船便ではやりませんということが今回の変更点です。

それから、送達の定義に関する部分ですが、速達の定義は、「特別の配達人により速やかに」と条約上書いてあります。ところが、ほとんどの国、日本もそうですけれども、実際は必ずしもそうしていません。日本の場合ですと、通常郵便物が午前と午後に回っています。普通にやると、郵便局では速達とか書留は、速達便を扱う人が先に通常郵便とは別に回ります。ところが、場所によっては、通常配達が早い場所もあります。そういうときは、通常配達の人が運んで良いことになっています。国際的にもそういう運用に合わせてやるということなんです。昔と今とでは、どういったことが効率的かという考え方が多少変わったので、それを条文に反映させたということだろうと思います。

それから、その次は損害賠償制度に関する改正です。今は、間接の損害とか、実現されなかった利益というのは、賠償額の計算に当たっては考慮しないということが書いてあります。精神的損害が考慮されるかどうかを書いていなかったわけですけども、そ

れを考慮しないことを明確にしたということです。

それから、受取人の賠償金請求に関する改正で、条約では、受取人が賠償金を請求する権利を有するのは、差出人が受取人のために自己の権利を放棄した場合に限るとされました。これはなかなかわかりにくいのですが、郵便の書留とか保険付とか言われるものについて、誰が保険金とか賠償金を受け取るかということですが、ちょっとわかりにくいのが、実は差出人に権利があります。受け取った人ではありません。差出人がお金を払っているので、受取人から中身が壊れていたよという申告があると、差出人に賠償金を払うという形になっています。ところが、そこがはっきりしていなかったの、受取人がいきなり請求できるのではないかという面があったのだらうと思います。壊れているじゃないか、これは書留だ、書留なら受取人が賠償されるはずだと思いますけど、そういうことができるのは、差出人から明確にあなたが賠償金を取っていいということが書いてあるときに限定される、ということがここに書いてあります。

その他と書いてあります。その他は実は条約とは関係ございまして、一昨年、常用漢字表がちょっと変わって、送り仮名とかが変わり、また、使える漢字が少し変わりました。今回、たまたまその改正部分にそういうものがあつたら新しい常用漢字に合わせますというのがありまして、そういうのが載っております。

そういった改正を含めて、今回申請が出てきておまして、内容をチェックしたところ、次の4ページを見ていただくとチェックの項目がありまして、順番にいきますと、速達の定義とか、それから船便を使わないということが書いてあります。そこは引き受け、配達、転送、還付とかいった部分に当たりますけれども、ここに関しては、ある意味条約どおりということですので問題がないということです。それから、賠償金のところは、会社の責任に関する事項に当たりますが、これもいわば条約どおりですので問題がないです。不当な差別的取り扱いをするものではないということですが、今回盲人用郵便物の範囲が少し広がりますが、これ自体はまさに条約の根拠に基づいてきちっとやるものなので、全ての基準に照らして今回の認可申請の内容は適合しているとしております。以上のことから、今回の申請の認可をしてもよいかご諮問させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問がございませんので、諮問第1093号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 ご同意が得られましたので、それではそのように答申することといたします。

本日、以上で用意された審議事項は終了しましたがけれども、この際、皆様から何かコメント、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、篠崎委員。

○篠崎委員 私がある町内会の会議に出ていましたら、こんな意見が出たんですね。郵

便配達の人が年賀状を買ってくれと言うと。買ってくれないとというか、郵便配達の方が何万単位で割り当てられていて、売れないとそれを金券ショップか何かで売っちゃってやるのかという話題が出たのですよ。そういう実態はあるんですか。

○岡崎郵便課長 お答えします。それは新聞にも実際に出た事例ですし……。

○篠崎委員 そうですか。

○岡崎郵便課長 昨年か一昨年ですけども、実際、金券ショップに持ち込んだ人は、これはどっちかという窃盗というか、横領に近かったのですけれども、そういった人がちょっと事例は違いますけれども捕まったりしております。いわゆる新聞の記事の言葉を用いますと、「自爆営業」という言葉が使われております。これに関して、日本郵便株式会社は今、一応株式会社になっておりますし、ある程度年賀状を、販売計画を立てて、販売して使っていただかないと、日本郵便株式会社自体が立ち行かないこともあるので、一定の常識的な範囲で目標を立てて、その目標を各自に割り当てること自体は、一般の会社の慣行から考えても、それほど問題というわけではないと思います。

ただ一方で、その割り当てが現状を無視したあまりにも過大なもので、それをいわば強制するという形であってはいけないと思いますし、そういうことによって、先ほどご指摘があった、社員の人がみずから買い取って金券ショップに持ち込むということはあってはいけないだろうと思っております。それは総務省としても注視しておりますし、実際に毎年ですけども、日本郵便株式会社にはどうなっているのだという話はしておりますし、また、日本郵便株式会社も、やはりそういうことは事業を運営する上でも、それから社員、働く人の生活を考えても非常によくないことです。なので、努力はしております。

例えば具体的に申し上げますと、年賀はがきの発行枚数ですけども、年々ずっと下げております。それは一番簡単なことです。今年は相当下げています。8%ぐらい下げていますので、まずそういうところから始めています。それから、割り当てる際も無理がないようにということいろいろ考えているようです。割り当ての目標に達しなかったときですけども、達しなかったら賃金が下がるとか、罰金があるとかペナルティーはない制度です。それからさらに、社内のいわゆる内部通報窓口を設けていて、上司の人から強制されるようなことがあればすぐ通報くださいという窓口も設けておりますし、ほかにも今回新しくしたことが幾つかあって、相当努力はしています。これはコンプライアンス部がやっています。ただ、やっぱり難しいのは、会社としては営業をして、ある程度収入を上げないと、なかなか会社が立ち行かないというバランスとの部分で、どうしても社員がプレッシャーを感じてしまうところもあるのかなと思います。

お答えになっているのかどうかわかりませんが、簡単にまとめますと、一般論として、現実には、ノルマと呼ばれるかどうかはともかく目標はあります。それ自体は特別なことでも何でもなくて、どの会社にも普通の会社であればあるだろうと思います。ただ、そういうものが、強制とか、押しつけとか、無理なものになってはいけないというのは日本郵便株式会社も総務省も認識して、総務省も日本郵便株式会社から話を聞いたりしております。その上で、会社がどの程度やっているかという、不十分かどうかはつきりわかりませんが、少なくとも私どもが聞いている範囲では、去年よりも今年、おとしよりも去年というふうに、少しずつきちっとそういうことに対していろんなこと

をしてやっております。

ただやはり、最終的には個人のところに行き着くところもあります。いきなり全部なくなるかどうかというところとわからないですけども、そこまでやっても会社にはそういう実態があるというのは、すぐには出てこないです。なかなか把握できないわけです。新聞にはすぐ出ますが、日本郵便株式会社では把握できない。そういう実態でございます。○篠崎委員 そうですか。会社として販売促進の1つとしてそういうことがあり得ることは事実なのですね。ただ、ノルマとして強制しているかどうかというところまでは把握できない。

○岡崎郵便課長 誤解があるといけないので申し上げますと、目標設定すること自体はあり得ますが、金券ショップに運ぶ、持ち込むとか、あるいは自分で買えとかいうことは、むしろ会社としてはありません。というか、日本郵便株式会社のマニュアルを実際に見させていただいていますけれども、そういうことはやってはいけないとはっきり書いてあります。

○篠崎委員 そうですか。ただ、現場の感覚としては、親しい郵便配達の方が来て買ってくれないかという話になって、いろいろ話を聞いて、かわいそうだから買ってあげるとかみんなやっていて、かなり郵便配達の人への同情があって、会社へはちょっと不信任が出ている雰囲気でしたので。

○岡崎郵便課長 ご指摘ありがとうございます。そういった点は現実に新聞も出ておることですので、まさにそういうご指摘も実際多々いただいております。私どもにもやはり似たような苦情が来ます。

○篠崎委員 そうですか。

○岡崎郵便課長 実際来ておりますので、そういったことを踏まえて、日本郵便株式会社には日々そういった情報は伝えております。ただこれが難しいのは、直接我々に来ますが、日本郵便株式会社にはなく把握できていない。そこがなかなか難しいところだと思います。

○樋口分科会長 よろしいですか。

○篠崎委員 はい。

○樋口分科会長 ほかにどなたか。

では、二村委員。

○二村委員 すいません、教えていただきたいんですけども、郵便料金の基本的な考え方のところで、いわゆる総括原価の部分ですけど、「適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む」で、まず総括原価主義の計算の仕方として、積み上げ方式をとっているのか、レートベース方式をとっているのかが質問の第1点目、それから「適正な利潤」といった場合の「適正」という考え方について、私は今年から出席させていただいており、教えていただければと思います。

○岡崎郵便課長 まさに大事なご質問だと思います。実は消費者委員会にご説明に行ったときも全く同じ質問をされましたので、的確な質問だと思います。

端的に申しますと、郵便の総括原価方式は、明確なレートベース方式をとっていません。レートベース方式というのは、資産が何兆円なので利益率は何%がいいというのがまず決まっていて、その資産が適切かというのを見て、ある程度資産を圧縮して利益を

決めるという形になっていますので、いわゆるアメリカでいうレートベース方式とは全然違います。積み上げ方式かと言われると、日本の総括原価方式は基本的に多分、最近の電力はよくわからないですけれども、伝統的には全部総括原価方式は積み上げ方式でやっておると思います。積み上げ方式をやる中で、ここは無駄があるのではないか、ここはおかしいのではないかという話をして、チェックをするのがやり方ですので、郵便も規則は決まっていませんけれども、そういう発想だろうと思います。

なぜ「だろう」と言うかということ、実は20年前に料金を変えて以来、今回初めて変えるものですからわかりません。一種と二種の認可をやったことがないので、そういうことをするチャンスが役所になかったので、はっきりわかっておりません。わかっていますが、基本的な考え方はそうであろうというのがまずあります。

それを踏まえた上で、今どういうふうにしておるかといいますと、ご存じのとおり郵便の場合は、年々物数が減って、非常に収入が減っているわけです。その一方で、効率化とか、人員削減とか、あるいは人の中身を少し変えていくことによって、ぎりぎりの黒字を達成しておりますので、そういう意味でいいますと、わずかながら出ているということで、これはどう考えても適正な利潤の範囲だろうということでやっております。では、正確にこれが適正な利潤かということ、残念ながら郵便の場合は、まだ基準が正確にはありません。

それはなぜかということ、総括原価方式を厳密にやるのは、普通全ての料金が認可制の場合です。ところが郵便の場合は、上限料金制になっておりますので、ある程度上限料金制のもとで出てきたものが適切かというのは、あまりにも過大な利益が出ていない限りはいいのではないかというのが、まさに上限料金制度や届出制のポイントなわけで、あまり細かいことは言わないというのが制度の趣旨です。なので、そういう形になっております。

今のお話をまたまとめますと、総括原価方式風に書いてあるのは1条とか3条のあたりですけれども、そこでは総括原価方式と言っているのですけれども、実際の料金制度を見ますと、上限料金制度、上限料金の届出制になっていますので、基本的には会社の判断を尊重する。尊重する上で、届け出された料金と、新しい財務の数字の予測を見て、あまりにも過大でなければ総括原価的に見ても問題がないのではないかというのが判断の基準です。ですから、今回の三種、四種もそういった観点でいいますと、三種、四種自体は絶対に赤字になるので、収支相償とはまた全然別の世界ですけれども、三種、四種と、それに一種と二種の届出が出てきたものを踏まえて全体として考えるならば、それほど問題がないということではいかがかというのが先ほどの認可の諮問でございました。

○二村委員 ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

○二村委員 はい。

○樋口分科会長 そのほかにございませんか。

先ほどの年賀状の件ですけれども、一応私が街で調べたところ、一番安いのが現在の50円のはがきが47円で金券ショップで売られています。しかし、彼らは幾らで引き取っているのか私は調査していませんけれども、少なくとも販売では、飯田橋と九段下の間の金券ショップ屋の店先で見た金額が一番安かったところです。あと、上野では

48円ぐらいで、1円高かった感じがしますが、非常に不便なところ、皆さんが歩かないところの金券ショップほど安く売っています。ですから、どういうルートかはわかりませんが、自分が早く現金化したいという意図が働いているものと思われます。よくJRの新幹線の料金なんかその辺は非常に安く、場合によっては神戸あたりを往復しますと、それこそ2,000円ぐらい安くなるケースがありますので、あれはあれでかなりのビジネスをやっていると思うのですが、問題は、篠崎先生が言われたような強制がある場合には、やっぱり問題があると思われます。

○岡崎郵便課長　そうですね。おっしゃるとおり、一概に金券ショップで売られているものが全てそういうものということでもありません。というのは、特に日本の場合ですと、準備して意気込んで買った後に親戚にご不幸があったりすることもありたりします。実は、そういう場合は郵便局に持ち込むと手数料無料で切手類にかえてくれますが、そういうことがいま一つ周知が不十分で、金券ショップに持ち込まれる人もいらっしゃる。あと、企業が、会社の経費で落としておいたものもあります。ですから、年末近くなってくるとそういうものもあります。

○今林郵政行政部長　よろしいですか。

○樋口分科会長　どうぞ。

○今林郵政行政部長　いろいろご指摘をいただきましてありがとうございます。

ノルマの問題は、先ほど岡崎が申したとおりでございます。要するに先生にいろいろご指摘いただきましたけども、はがきというのは、先ほどごらんいただいたように、切手と同じようにこれ自体が商品ではないのですね。出していただくことの役務自体に価値があるので、社員も、私どももそうですが、出していただくことの価値をなるべくお客様にご理解いただく、もちろん社員自身も理解して、こういうふうに出していただく、こういういいことがありますという適正な売り方をしていくところが一番大事なのかと思ひまして、そこのところは私どもも、これまで若干欠けていたところがあるのではないかと反省しておりますので、特に、サービスとしてお客様にお届けしていくところをなるべくアピールできるように、いろんな機会を捉えて、私どももそういうところを強く力を入れていきたいと思ひます。以上でございます。

○樋口分科会長　よろしいでしょうか。

では、事務局のほうから何かこの際、ありませんか。

それでは、以上で本日の会議を終了したいと思います。お忙しいところご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

閉　会